

第 6 4 号議案参考資料

議 案 名

桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

1 提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、桶川市の住民基本台帳に登録のない者を一元的に管理する住登外者宛名番号管理機能を実装することに関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 個人番号を利用する法定事務又は準法定事務について、市の住民基本台帳に記録されていない者を特定するために付番する固有番号（以下「住登外者宛名番号」という。）を利用できるようにするとともに、項の繰下げを行う。 （第 4 条関係）
- (2) 住登外者宛名番号を付番し、管理する事務を個人番号の独自利用事務に追加する。 （別表第 1 関係）
- (3) 独自利用事務を処理するに当たり、住登外者宛名番号を市の同一の執行機関内で利用できるようにする。 （別表第 2 関係）
- (4) 独自利用事務及び住登外者宛名番号を付番し、管理する事務を処理するに当たり、住登外者宛名番号を市の他の執行機関と相互利用できるようにする。 （別表第 3 関係）

3 施行期日

令和 7 年 1 1 月 1 0 日